## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２４年（再ロ）第１４号**

宮城県塩竈市松陽台２丁目９番８号
再生債務者　相沢　俊彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月14日まで
平成25年４月23日

仙台地方裁判所第４民事部

**平成２４年（再ロ）第６号**

さいたま市桜区大字下大久保908番地３
再生債務者　小川　文雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月15日まで
平成25年４月24日

さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２４年（再ロ）第７号**

さいたま市桜区大字下大久保908番地３
再生債務者　小川貴代子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月15日まで
平成25年４月24日

さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２４年（再ロ）第１号**

富山県黒部市宇奈月町浦山1969番地
再生債務者　河村　明広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月21日まで
平成25年４月24日　富山地方裁判所魚津支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第１３号**

大阪府岸和田市上野町西26番５―604号
再生債務者　村田　　満

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月22日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第２号**

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1323番地１
室町団地12―１号
再生債務者　佐藤　和文

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月23日

熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

## 裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成 25 年４月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　竹﨑　博允

第17条第１項第３号及び第４号を次のように改める。
⑶　出産費附加金
⑷　家族出産費附加金
第17条第１項第８号から第11号までを削る。
第18条第１号中「２万５千円」を「２万５千円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「５万円」を「５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万円）」に改める。
第20条及び第21条を次のように改める。
（出産費附加金）
第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、４万円を出産費附加金として支給する。
（家族出産費附加金）
第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、４万円を家族出産費附加金として支給する。
第24条中「１年」を「６月」に改める。
第25条ないし第27条を次のように改める。
第25条ないし第27条　削除。
第31条第１項の表中「$\frac{4.86}{1,000}$」を「$\frac{4.75}{1,000}$」に、「$\frac{9.72}{1,000}$」を「$\frac{9.50}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.86}{1,000}$」を「$\frac{4.75}{1,000}$」に改める。
附則第６条第１項第１号中「２万５千円」を「２万５千円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万円）」に改め、同項第２号中「５万円」を「５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万円）」に改める。

附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第24条にかかる変更は、平成26年４月１日から施行する。
2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
3　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「２万５千円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万円）」及び「２万５千円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万円）」とあるのは「２万５千円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「５万円」とあるのは「３万円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「５万円」とあるのは「４万円」とする。
4　変更後の第18条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万円）」及び「５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万円）」とあるのは「５万円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「10万円」とあるのは「６万円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「10万円」とあるのは「８万円」とする。
5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。